

国立大学法人東京医科歯科大学レンタルオフィス運用内規

令和2年3月26日
事務局 長 制定

（趣旨）

第1条 この内規は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）において、国立大学法人東京医科歯科大学固定資産等管理要項（以下「固定資産等管理要項」という。）第20条及び国立大学法人東京医科歯科大学資産貸付取扱要領（以下「資産貸付取扱要領」という。）第20条の規定に基づき、大学間連携及び地域連携等を目的として、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）が所有する建物の一部（以下「レンタルオフィス」という。）を第三者に貸し付ける場合の貸付の取扱いについて必要な事項を定める。

（使用者の資格）

第2条 レンタルオフィスの使用者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国立大学法人、大学共同利用機関法人、学校法人
- (2) 国、地方公共団体及びその関係機関
- (3) その他公共のために業務を行う機関

（用途）

第3条 レンタルオフィスは、主に事務所として使用するものとする。

（使用者の選定）

第4条 使用者の選定に関しては、財務部財務企画課において募集を行い、建築委員会の承認を得て使用者を決定するものとする。

（貸付契約の方式）

第5条 貸付契約の方式は、原則として借地借家法第三十八条に基づく定期建物賃貸借契約によるものとする。

（貸付期間）

第6条 貸付期間は、原則として2年以内とする。ただし、必要に応じて新たに賃貸借契約を締結することを妨げない。

（貸付料の算定）

第7条 レンタルオフィスの貸付料は、国立大学法人東京医科歯科大学資産貸付料算定基準第7を適用し、別表に基づき算定する。

（その他）

第8条 この内規に定めるもののほか、レンタルオフィスの貸付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

別表

区分	貸付料	共益費	光熱水料		備考
			電気	水道	
レンタルオフィス	40,000円 (m ² /年)		5,600円 (m ² /年)		別途、消費税及び 地方消費税を加算
<p>光熱水料（電気及び水道）及び共益費相当額は定額とする。ただし、利用用途等により規定額が著しく実情にそぐわないと認められる場合には、別途本学と使用者の間で協議のうえ決定する。</p>					